

北海道環境影響評価条例に基づく公聴会の不開催について

「新得発電所建設計画環境影響評価準備書」

環境影響評価法に基づく手続きが行われている「新得発電所建設計画環境影響評価準備書」（事業者：北海道電力株式会社）については、北海道環境影響評価条例に基づく公聴会を開催しないこととしたので、お知らせします。

【理由】

環境影響評価法（以下「法」という）対象事業の境影響評価準備書については、北海道環境影響評価条例（以下「条例」という）第 55 条で準用する条例第 24 条第 1 項の規定により公聴会を開催することとされていますが、同項ただし書きの規定により、意見書の提出がない場合その他の場合で、公聴会を開催する必要がないと認めるときは、この限りではないとされています。

新得発電所建設計画環境影響評価準備書については、事業者である北海道電力株式会社から平成 30 年 1 月 30 日付けで北海道知事あてに、法第 19 条の規定に基づく準備書についての意見の概要等の送付があり、法第 18 条の規定に基づく意見の提出がなかった旨の報告があったこと、また、公聴会を開催する特段の必要性が認められないことから、当該準備書については公聴会を開催しないこととしました。